

前期チューターになる学生の皆様

前期チューター制度の活用を予定する留学生受入教員の皆様

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた
2022年度前期チューター制度実施について

コロナ禍における2022年度前期チューター制度実施に係る留意事項を下記のとおりまとめましたので、チューターになる学生におかれては、下記の事項に十分留意しながら留学生へのチューター支援を実施してください。

記

【チューターの開始にあたって】

2022年3月現在、政府による入国制限・入国後の隔離措置等により、留学生の渡日時期・学生宿舎への到着時期が遅れる可能性があります。このため、留学生の渡日時期等については、留学生の指導教員等に事前に確認するようにしてください。

【チューター説明会開催の中止について】

例年、3月下旬頃に開催している前期チューターを対象としたチューター説明会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止します。

説明を予定していた内容については、動画にて配信を予定しており、後日ホームページに掲載いたしますので、必ず視聴してください。（参考：<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-international/tutor/>）

【渡日予定であった留学生の渡日が延期になった場合】

留学生の渡日が延期になった場合でも、留学生本人や留学生の指導教員の必要に応じ、メールのやりとり等オンラインでチューター支援を行う場合（例：オンライン授業受講に係るサポート等）には、チューター業務として報告することを可とします。

ただし、留学生の渡日延期に伴い、入学時期が延期される場合または入学辞退となる場合については、たとえオンラインにてサポートした場合でも、報告不可となります（筑波大学に所属していない者への支援となるため）。このため、オンラインでチューター支援を予定する場合、チューターの学生においては、「実施願」を作成する際に当該留学生の指導教員に「オンラインでのチューター支援の必要性及び支援対象の留学生の学籍発生の有無」を必ず確認してください。

なお、渡日が延期になった留学生のオンラインサポート時間については、当該留学生の渡日が実現した際に、生活立ち上げ支援についても実施できるよう、時間配分（上限40時間）には十分留意してください。

留学生が渡日できず、実施報告書にサインをもらうことができない場合には、留学生より渡日できない旨をメールに記載のうえ送信してもらってください。そのメール文の写しをサインの代わりにしますので、実施報告書に添付してください。

また、チューターの実施期間以外の留学生のサポートについては、スチューデントサポートセンターに常設する「Ask Us Desk」や、ライティング支援を行う「ライティング・ヘルプデスク（スチューデント・コモンズ）」等でも行っておりますので、ご活用ください。

【当初 2021 年度にチューター支援を予定していた外国人留学生が渡日できず、2022 年度前期（2022 年 4 月～2022 年 8 月）に渡日を実現する場合】

2021 年度に上限 40 時間分チューターを実施していない場合には、その残時間において、2022 年度前期にチューターを実施することが可能となります。

（例）2021 年度において、オンライン授業を海外で受講するにあたり、チューターから履修登録の補助などオンラインにてチューター支援を 10 時間分受けた外国人留学生の場合、2022 年度前期に渡日を実現し、日本での生活の立ち上げ支援等のためにチューター支援を受けることが可能となる時間としては最大 30 時間（40 時間-10 時間）となる。

【その他】

対面で支援する際はマスクの着用を徹底する等、常に感染拡大防止を念頭におきながらチューター支援を実施してください。

質問・不明点がある場合は、下記の問い合わせ先、もしくは留学生の所属する対応エリア支援室学生支援担当にお問い合わせください。

【チューターに関する問い合わせ】
学生部学生交流課（留学生支援）
isc-shien@un.tsukuba.ac.jp